平成２３年（再イ）第３２号

岡山県浅口市金光町佐方484番地３

再生債務者　大島　将志

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再イ）第５０号

宮崎市高岡町下倉永1200番地313

再生債務者　岩永　拡大

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第２６号

青森県むつ市川内町川代25番地４

再生債務者　山道　　昇

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再イ）第１１号

秋田県湯沢市皆瀬字藤倉99番地１

再生債務者　中山栄美子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日　秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再イ）第４９号

千葉県旭市ロの390番地１　レオパレス東風荘103号

再生債務者　杉本　　茂

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（再イ）第３２８号

横浜市港南区笹下６丁目18番31号

再生債務者　温井　永安

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第９９号

愛知県刈谷市築地町５丁目７番地３　エル築地402号

再生債務者　鈴木ヒロシこと　スズキ　ウエンデルソン　ヒロシ

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年３月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年３月８日

名古屋地方裁判所岡崎支部

都市計画事業公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 24 年３月 23 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　橋本圭一郎

１　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業都市高速道路第七号線（小松川ジャンクション）及び都市高速道路第七号線附属街路第三号線並びに都市高速道路第七号線附属街路第四号線

２　施行者の名称　首都高速道路株式会社

３　事務所の所在地　東京都千代田区霞が関１丁目４番１号

４　事業地の所在　平成23年４月15日に公告した「都市計画事業公告」の事業地に東京都江戸川区松島一丁目地内を加える。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年３月 23 日

東日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長　佐藤　龍雄

記

１．⑴の表中、

「

7	東北横断自動車道酒田線	山形自動車道	宮城県柴田郡村田町（村田ジャンクション）から山形県西村山郡西川町（月山インターチェンジ）まで
			鶴岡市（湯殿山インターチェンジ）から酒田市（酒田みなとインターチェンジ）まで

」を

「

7	東北横断自動車道酒田線	山形自動車道	宮城県柴田郡村田町（村田ジャンクション）から山形県西村山郡西川町（月山インターチェンジ）まで
			鶴岡市（湯殿山インターチェンジ）から鶴岡市（鶴岡ジャンクション）まで
		日本海東北自動車道	鶴岡市（鶴岡ジャンクション）から酒田市（酒田みなとインターチェンジ）まで

」に改める。

１．⑵①イ㈠ト）のうち、「Ｂ　山形自動車道の料金の額の特例」を「Ｂ　山形自動車道及び日本海東北自動車道の料金の額の特例」に改める。

１．⑵①イ㈠ト）Ｂ⑻の表中、

「

鶴岡インターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
庄内空港インターチェンジから酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450

」を

「

鶴岡インターチェンジから庄内空港インターチェンジまで	200	250	300	400	650
鶴岡ジャンクションから庄内空港インターチェンジまで	200	200	250	350	550
庄内空港インターチェンジから酒田インターチェンジまで	150	200	200	250	450

」に改める。

１．⑵①イ㈠ヌ）Ａのうち、「なお、当該途中流出前または再流入後に、山形自動車道の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は湯殿山インターチェンジから酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。」を「なお、当該途中流出前または再流入後に、山形自動車道の笹谷インターチェンジと関沢インターチェンジ相互間のみ又は山形自動車道の湯殿山インターチェンジから日本海東北自動車道の酒田みなとインターチェンジまでの区間の一部若しくは全部を走行する場合の再流入後の料金の額については、料金調整を行わない。」に改める。

１．⑵㉑の表中及び１．⑶⑫ロ㈡の表中並びに１．⑶⑯ニの表中、「八王子南」を「高尾山」に改める。

１．⑶㉓イ㈠のうち、「平成24年３月31日」を「平成25年３月31日」に改める。

１．⑸のうち②及び③を削る。